

博 法 第 1 2 号
令和 6 年 2 月 15 日

博多間税会
会長 安恒 寿人 殿

博多税務署長
田 尻 寿 人



定額減税の源泉徴収税額からの控除に関する周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、閣議決定された「令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）」においては、令和 6 年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和 6 年 6 月から定額減税が実施されることとなります。

国税当局としましては、源泉徴収義務者の皆様が早期に準備できるよう、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイト（以下「特設サイト」といいます。）を開設し、制度周知用パンフレット等や Q & A 等を掲載（掲載情報は随時更新）しているところです。

今後も、源泉徴収義務者に対する個別周知を目的として、ダイレクトメール（ハガキの送付又は e-Tax メッセージボックスへの通知）による特設サイトの開設周知や制度周知用パンフレットの送付を予定しているほか、当署において定額減税に関する説明会の開催を予定しています。

つきましては、制度の趣旨・内容等について広く周知・広報する必要があることから、この特設サイトへの誘因を目的として、貴会ホームページに特設サイトのリンク用バナーの掲載や会員向け機関紙等への特設サイト案内文（別添）の掲載をはじめ、会員の皆様への定額減税に関する周知に御協力をお願い申し上げます。

また、貴会が実施する各種研修会における、定額減税の説明に関する講師派遣依頼には、適切に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（連絡先）

博多税務署 法人課税第 8 部門

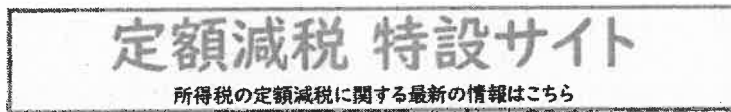
担当：中村

（代表）092-641-8131（内線 8281）

（音声ガイダンスに従って、「2番」を選択してください。）

別添

- 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のリンク用バナー
リンク用バナーにつきましては、国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」にも掲載しておりますので御利用ください。



URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

※ 掲載情報については随時更新

- 定額減税特設サイト案内文案

源泉徴収義務者のみなさまへ

所得税の定額減税について博多税務署からのお知らせ

令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税（1人あたり最大3万円）が実施され、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から控除を開始することとなります。

詳しくは、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、税務署では、定額減税制度に係る説明会（事前予約制※）を実施します。説明会の情報は、特設サイトをご覧ください。最寄りの税務署へお問い合わせください。

※ 説明会の事前予約は、LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加することでも行うことができます。

【お問合せ先】博多税務署 法人課税第8部門
(代表) 092-641-8131 (内線 8283・8284)
(音声ガイダンスに従い、「2番」を選択してください。)



定額減税特設サイト



友だち追加はこちら

源泉徴収義務者のみなさまへ

所得税の定額減税についてのお知らせ

所得税の定額減税について、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aのほか、説明会の案内を掲載していますので、ぜひご覧ください。

なお、定額減税は税制改正法案が成立した場合、令和6年6月から開始することとなります。



定額減税特設サイト